

# 「令和8年度大阪府介護職・介護業務の魅力発信事業」企画提案公募に係る質問と回答

令和8年5月13日

## ■提案内容について

質問	回答
過去に事業で作成した動画を、イベント等で使用することは可能でしょうか。	令和3年度以降に作成した動画については使用可能です。ただし、データの提供方法は、事業採択後要相談とさせていただきます。
過去に事業で作成した冊子を増刷し、活用することは可能でしょうか。	令和7年度に作成した冊子「もっと知りたい！カイゴのミライインストールBOOK」については、増刷して使用することが可能です。
「参加者全員に〇〇を配布」「参加者の中から抽選で〇名に〇〇割引券をプレゼント」のような手法の禁止について、例えば啓発冊子等教育効果を高めるための「資材」の配布は可能でしょうか。	可能です。
上記手法について、例えば、イベント参加者に市販の商品を渡したり、優勝者に賞金を出したりすることは可能でしょうか。またイベント開催にあたりスポンサー企業を募ってもよいでしょうか。	仕様書「6. 業務内容及び企画提案を求める事項」に記載のとおり、提案できません。また、委託費の範囲外で金銭のやり取りが発生するような提案はできません。
すでに交流のある小学校と直接交渉ができる場合は、企画提案内容に出前講座を入れてもよいでしょうか。	今回は仕様書「7. 企画提案にあたっての留意事項」に記載のとおり、提案しないでください。
チラシ配布について、大阪府を介さずに、すでに交流のある小学校に直接連絡をとり、チラシ配布を行ってもよいでしょうか。	そのような場合であっても、今回は仕様書「7. 企画提案にあたっての留意事項」に記載のとおり、提案しないでください。
チラシ配布について、デジタルチラシやイベント開催についてのメッセージ形式であれば、府を通じて学校の連絡ツールやタブレット端末へ送付することは可能でしょうか。	府としても可能な限り調整を行いますが、希望するエリアや対象者に必ず送付出来るものではないことをご留意ください。
新しく動画を作成してもよいのでしょうか。	新しく動画を作成いただいても構いませんが、既存の動画を活かす、魅力発信のアプローチ方法を変更する等、過去の類似内容は提案しないようお願いいたします。

<p>YouTubeチャンネルの運用について、アカウントのID・パスワードをどのように引き継ぐのか、また運用期間の期限及び運用期間後のID・パスワードの保管方法等、管理・運営の具体的な作業内容をご教示ください。</p>	<p>アカウントのIDとパスワードは、委託契約締結後にお伝えします。 受託者における運用期間は令和9年3月31日までです。期間終了後は府が管理を行いますので、受託事業者が管理・運営を行う必要はありません。</p>
<p>「③その他、介護に関する魅力発信にかかる取り組み」について、「①体験型イベント」及び「②広報」とは完全に独立した別個の施策を展開するということでしょうか。それとも①②の施策に関し、従来とは異なる新たな手法を取り入れることを指しているのでしょうか。</p>	<p>①②と連動させ、その効果をより高める魅力発信の方策(例:①体験型イベントの実施と連動した、これまで府が実施したことのない広報物の作成等)についてご提案ください。もちろん、独立した別の施策を展開いただいても構いません。</p>
<p>「過去の取組と出来るだけ重複しない新たな手法」とは、どういう意味でしょうか。</p>	<p>過去、府が実施した取組と全く同じ内容は提案しないようお願いします。 これまでの具体的な取組内容については、大阪府ホームページをご確認ください。</p>

## ■プレゼンテーションについて

質問	回答
<p>プレゼンテーションの際に、企画提案で提出した資料とは別に作成したものをスライドに投影してもよいのでしょうか。</p>	<p>公募要領「7 審査の方法」に記載のとおり、投影される場合は、企画提案で提出いただいた資料を投影してください。</p>
<p>プレゼンテーションをオンラインで実施することは可能でしょうか。</p>	<p>オンラインでの実施はできません。</p>